

小松島市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付までの流れ

1. 補助金の交付を申請

- 必要な書類
(1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - ・表面の必要事項を記入して裏面の誓約事項にも署名・押印すること。
- ※必ず手術の実施前に申請手続きを行う。

※補助金交付申請書の控えを取っておいてください。(決定した場合、様式第4号に必要です)

2. 補助金の交付が決定したら

「補助金交付決定通知書」が送られてきます。

※大切な書類です。保管しておいて下さい。
交付決定日・番号(第0号)など

3. 交付決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に市が指定する動物病院で手術を実施する。

※補助金交付申請し、決定した猫だけ手術してください。

4. 手術を受けた後に

※記入方法が不明な場合は、お問い合わせ下さい。
環境衛生センター 0885-32-8290

5. 手術を受けた日の翌日から起算して14日以内に補助金の請求を行います。

- 必要な書類
(1) 実績報告書(様式第4号)と耳のV字カット前とV字カット後を撮影したカラー写真(申請者)・領収書または請求内訳書の写しを提出する。
(2) 補助金交付請求書(様式第5号)を衛生センターに持参または郵送にて提出する。

※最近、郵送は到着に日数が掛かっております。
気を付けて早めにお出しく下さい。

6. 補助金を支払います

補助金の請求をされてから、2週間～4週間程度で指定口座に入金いたします。

重要

1. 手術実施後の申請を受付けることはできません。
必ず手術実施の前に申請してください。
2. 補助金額は、1頭につき上限¥10,000円
3. 30頭(先着順)2頭まで
4. 補助金交付対象者は、小松島市に居住し住民登録をしている市民。
5. 不妊・去勢手術は小松島市が指定する動物病院のみで行うこと。